

## 部落差別解消推進専門部会の進捗状況について

## ●令和元年7月31日

第38回八尾市人権尊重の社会づくり審議会の開催

- ・八尾市人権尊重の社会づくり審議会に対し、「部落差別の解消に関する施策について」諮問

## ●令和元年10月2日

八尾市人権尊重の社会づくり審議会第1回部落差別解消推進専門部会の開催

案件(1)「八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について」の総括について  
(2) 今後の方向性について

- ・現在のあり方の総括や今後の方向性について議論

## ●令和元年12月27日

八尾市人権尊重の社会づくり審議会第2回部落差別解消推進専門部会の開催

案件(1)「八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について」の総括について

- ・前回の会議を踏まえ、総括や今後の方向性について議論

## ●令和2年2月10日

八尾市人権尊重の社会づくり審議会第3回部落差別解消推進専門部会の開催

案件(1)(仮称)第2期八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について

- ・前回までの会議を踏まえ、総括や今後の方向性について議論

## ●令和2年2月21日

関係各課に、現在のあり方の取り組み内容に対する成果や課題について照会

## ●令和2年3月23日

第39回八尾市人権尊重の社会づくり審議会の開催

- ・専門部会における進捗状況について中間報告

## 今後の予定

## ●令和2年度

- ・4回から5回程度の専門部会を開催し、「(仮称)第2期八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について」について検討。
- ・令和3年2月または3月に八尾市人権尊重の社会づくり審議会から答申予定。
- ・令和3年4月から「(仮称)第2期八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方」。



(仮称) 第2期八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について

## はじめに 策定にあたって

「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる問題である」として、その早急な解決に向け、1965（昭和40）年に国の同和対策審議会答申が出され、この答申の具現化のため、1969（昭和44）年に同和対策事業特別措置法、1982（昭和57）年に地域改善対策特別措置法、1987（昭和62）年に地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）が制定され、これらに基づいて同和対策事業が実施されてきました。

本市においても、特別法や八尾市同和対策協議会の意見具申等に基づき、同和問題の解決に努めてきたところでありますが、地対財特法の失効を控え、2001（平成13）年12月に八尾市同和対策協議会より「平成14年度以後の同和行政のあり方について」の意見具申（以下「本市同対協意見具申（平成13年）」という。）が出され、今後は一般施策を活用して残された課題の解決に努めることとなり、この間、住環境や生活向上等の実態的差別は大きく改善されたものの、教育、労働、保健・福祉等の分野においては課題が残り、また、依然として差別意識の解消が十分に進んでいない等、同和問題が解決されたとは言えない状況でした。

こうした中で、2001（平成13）年度には、「人権が尊重され共生の心があふれる人間都市づくり」を基本理念とする八尾市第4次総合計画がスタートし、本市同対協意見具申（平成13年）の具体化を図るため、2004（平成16）年に、「八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方」（以下「施策のあり方」という。）を策定しました。第1章で施策の基本的方向、第2章で「人権教育・啓発」「人権相談」「教育」「生活福祉」「労働」「住宅・住環境」の各分野にわたり、今後の施策の方向性を示し、その取り組みを進めてまいりました。

その後、2011（平成23）年度からの八尾市第5次総合計画では、「人権尊重と平和を希求する共生社会の実現」をまちづくりの取り組みの方向として、あらゆる施策の推進において、同和問題などさまざまな人権課題の解決に向けて、人権尊重の視点を持ちながら取り組むこととし、施策のあり方についても2013（平成25）年度に時点修正を行いました。

施策のあり方については、2020（令和2）年度を目標年度として取り組んできましたが、本市において同和地区の問い合わせや悪意や偏見に満ちた差別文書が郵便受け等に投函されるなど、同和問題に関する差別事象が発生している現状があり、また、土地に関する差別調査問題や戸籍謄本等の不正取得事件などが全国で発生するなど、いまだ同和問題が解決したとは言えない状況です。

また、近年では、情報化の進展に伴い、インターネットによる差別的な書き込み等、部落差別に関する状況の変化を踏まえ、2016（平成28）年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。部落差別解消推進法では、現在もなお存在している部落差別を解消することが重要な課題であるとし、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにすることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現をめざしてい

ます。

このような状況を踏まえ、2019年（令和元）年に市長より八尾市人権尊重の社会づくり審議会に諮問が行われたことを受け、本計画を策定しました。

本計画では、部落差別のない社会の実現をめざし、あり方の総括を行うとともに、今後の施策の方向性等を策定しています。

#### 【あり方の策定の経過】

1965（昭和40）年	国の同和対策審議会答申
1969（昭和44）年	同和対策事業特別措置法
1970（昭和45）年	八尾市同和対策審議会答申
1982（昭和57）年	地域改善対策特別措置法
1987（昭和62）年	地対財特法
2001（平成13）年12月	八尾市同和対策協議会 「平成14年度以後の同和行政のあり方について」の意見具申 ※地対財特法の失効後、一般施策を活用して、残された課題の解決に努める。実態的差別は大きく改善されたが、教育、労働、保健・福祉等の分野において課題が残されており、また、差別意識の解消が十分に進んでいない等、今なお同和問題が解決されたとはいえない状況である。
2004（平成16）年	「八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について」策定
2013（平成25）年度	「あり方」の時点修正
2016（平成28）年度	部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）施行
2020（令和2）年度	「あり方」の見直し検討（（仮）第2期あり方策定）

### 第一部 これまでの総括

第一部では、「八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方」に基づいて取り組んできた内容について、当時の施策の基本方向や課題を記載するとともに、これまで実施してきた取り組みと、取り組みによる成果と課題をまとめている。

### 第1章 今後の施策の基本的方向

#### 1. 施策の基本方向

- ・比較的高所得層にある子育て世代や若年層等の転出傾向が見られる一方、低所得層、ひとり親世帯、障がい者などさまざまな課題を有する人々が来住し、現代社会が抱える様々な課題が集中的に現れており、これら諸課題に対するより総合的・効果的な施策展開が必要である。

- ・ 部落差別を解消し、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざし、同和地区内外の住民が一体となって協力しながらコミュニティの形成を図る。
- ・ 住宅・道路・下水道・公園等の物的事業に関して、八尾市同和対策協議会の意見具申等を踏まえて、各分野別計画に基づき、暮らしやすいまちづくりの実現をめざし計画的に推進する。
- ・ 地域のまちづくりを進めるにあたって、地区内外の住民同士が交流を図り、主体的にまちづくりに参画し、定住魅力あるまちづくりを促進する。

## 2. 施策の推進にあたって

### (一財) 八尾市人権協会との連携

#### 【取り組み】

人権政策課において、同和問題の解決をはじめ、多様な人権施策を推進していくための協力機関として位置づけ、差別事象の検討や事業の委託、会議への参加、情報共有などにおいて連携を図った。

#### 【成果及び課題】

人権協会を協力機関と位置づけ、研修等の啓発関係や会議への参加などの連携を図り、同和問題の解決をはじめとした多様な人権施策を推進したが、差別事象が発生しているという現状もあるため、さらなる連携が必要である。

### 八尾市同和問題協議委員の活用

#### 【取り組み】

八尾市同和問題協議委員の会議において、同和問題の解決に向け、意見を求める中、現在、同会議については八尾市人権尊重の社会づくり 審議会部落差別解消推進専門部会へ移行し、議論を行った。

#### 【成果及び課題】

八尾市同和問題協議委員の会議において、「八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方」に関して意見をもらいながら、各施策を推進し、同和問題の解決に取り組んできたが、いまだに同和問題に関する差別事象や偏見があり、部落差別解消推進法の施行のきっかけにもなった、インターネット上での差別的な書き込みも問題となっているため、様々な関係機関と連携し、同和問題の解決に取り組む必要がある。

### 庁内推進体制の充実

#### 【取り組み】

人権施策推進本部において、人権教育・啓発の取組状況の報告や差別事象の報告を行うなど、同和問題を解決するための取り組みも含め、庁内で連携を図り人権施策の推進に努めた。

#### 【成果及び課題】

人権施策推進本部を開催することで、同和問題を解決するための取り組みも含め、庁内で連携、共有を図り、人権施策の推進に努めた。

## 国、大阪府に対する働きかけ

### **【取り組み】**

大阪府、大阪府市長会、大阪府町村長会の三者で、インターネット等を悪用した差別行為の防止や部落差別解消推進法に基づく国の施策等について、国に対して要望し、人権施策の充実を図った。

### **【成果及び課題】**

国に対してインターネット等を悪用した差別行為の防止や部落差別解消推進法に基づく国の施策の充実を図るための要望を行ったが、いまだ部落差別が解決したとは言えない状況であり、大阪府、大阪府市長会、大阪府町村長会の三者の連携強化が必要である。

## 第2章 各分野における今後の施策の推進方向

### I 人権教育・啓発

(あり方策定時の課題)

- ・ 同和問題に対し、正しい理解を得られるよう努めることが課題
- ・ 差別を解消するため、地域交流を深め、協働してまちづくりをすすめることや、学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなくし、人権を大切にす教育・啓発活動を積極的に行うことが重要。

## 同和問題に対する正しい理解の促進と人権尊重の理念の普及

### **【取り組み】**

人権政策課や八尾市人権啓発推進協議会において、人権啓発セミナーやみんなのしあわせを築く八尾市民集会を実施した。

世界人権宣言八尾市実行委員会、市、教育委員会の3者の共催で世界人権宣言パネル展を実施し、差別落書き防止の啓発や部落差別解消推進法をはじめ、差別解消3法の周知等を行った。

市民課において、住民票の写し等の不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とした本人通知制度の啓発活動に取り組んだ。

### **【成果及び課題】**

市民を対象にしたセミナー等においては、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題について実施したが、若年層や子育て世代の参加が少ないため、より多くの市民に参加してもらうよう、開催時期や周知方法を工夫する必要がある。

本人通知制度の登録への積極的な啓発活動の結果、登録者は、登録者数・人口に占める登録割合ともに大阪府下最多であるが、八尾市人口に占める登録割合は令和元年9月30日時点で7.60%であり、更なる登録者数の増加に努める必要がある。

## 人権教育・啓発の推進を担う人材の養成

### 【取り組み】

人権政策課や八尾市人権啓発推進協議会が主催する人権主催者研修や人権啓発推進委員養成研修において、同和問題をテーマにした研修を毎年実施した。

人権協会が主催するじんけん楽習塾において、同和問題をテーマにした研修を毎年実施された。

### 【成果及び課題】

市職員を対象にした人権主催者研修や市民を対象にした人権啓発推進委員養成研修については、様々な人権課題について実施されている中、同和問題については必ず毎年開催することで、参加者の理解の促進に努めた。

じんけん楽習塾については、様々な人権課題について実施されている中、同和問題については必ず毎年開催し、参加者も市内外からさまざまな世代の人が参加され、人権意識の向上が図られた。

## 土地取引等における差別の解消

### 【取り組み】

人権政策課において「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」啓発推進月間に係るポスター掲示やリーフレットの配架を、庁内及び出張所等の市内各施設で行うとともに、市政だよりへ記事掲載を行い、啓発を行った。

### 【成果及び課題】

ポスター掲示やリーフレットの配架を継続的に実施しているが、人権についての市民意識調査においては、条例自体を知らないという割合が7割を超えており、より積極的な周知が必要である。

## 公務員などへの人権教育

### 【取り組み】

人権主催者研修や教育委員会において教職員を対象にした研修を実施するなど、同和問題をはじめ様々な人権課題の解決に向けて取り組んだ。

### 【成果及び課題】

人権主催者研修や中堅職研修、教職員研修において、毎年必ず同和問題をテーマにした研修を実施することで、職員の同和問題に対する理解の向上を図った。

## Ⅱ 人権相談

(あり方策定時の課題)

- ・被差別体験者の多くが誰にも相談せず一人で悩んでおり、身近なところで気軽に相談できる体制の整備が課題

## 身近な人権相談窓口の充実及び人材の育成

### 【取り組み】

人権政策課や両人権コミュニティセンター、人権擁護委員による人権相談、部落差別等に特化した人権侵害に関する特設無料法律相談を実施した。また、(一財)八尾市人権協会を通じて、様々な相談業務を委託し、相談者に寄り添った支援体制を整えた。

### 【成果及び課題】

各種の相談窓口を設置し、相談支援体制は整えているが、同和問題や部落差別で悩まれている人が安心して相談できるよう、各種団体等と連携を図り、より効果的な相談体制の充実に努めるとともに、相談員等の資質の向上に努める必要がある。

## 人権相談活動のネットワークの活用

### 【取り組み】

人権相談を実施するうえで、様々な相談機関との情報交換を行った。また、差別事象等については、差別事象連絡・啓発検討会や人権擁護委員定例会への情報共有など、さまざまな機会を通じて、情報交換やネットワークの活用に努めた。

### 【成果及び課題】

人権相談の内容は多岐にわたるため、一つの相談機関では対応できないことが多いことから、様々な相談機関との連携を図り、対応に努めた。また、身近なところで相談できたり、情報が得られるよう、総合的な相談支援体制の充実が必要である。

## Ⅲ 教育

(あり方策定時の課題)

- ・ 学校園における人権教育の一層の充実
- ・ 高学歴化の進行はみられるが、若年・壮年層で大学・大学院の割合が低い傾向にあり、また、経済状況が進学に対する抑止力として働く傾向が強く見られる中、奨学金制度の周知徹底を図る等の丁寧な進路指導が必要。
- ・ 高校以上の進学者の中退問題は大きな課題であり、進路決定に関する相談や中退後の新たな進路についての相談・支援を一層充実させることが課題。
- ・ 2000年実態調査では、パソコンの普及率・インターネットの利用率について、全国平均と比べて大きな格差があり、情報活用能力の格差が、社会的、経済的格差の拡大につながるものないう対策を講じる必要がある。

## 進路指導体制の整備と職業観の育成

### 【取り組み】

各中学校において、各生徒のニーズや将来への展望を丁寧に把握しながら、進路保障の取り組みを進めてきた。

また、奨学金に関わる情報提供や、進路未決定や中途退学の防止に向け、進学先の学校や



公共職業安定所等の関係機関との連携を進めている。

現在、これらの取り組みに加え、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力の育成を図るためのキャリア教育を進めている。

#### 【成果及び課題】

進路指導主事を中心に、進路指導協議会や進路保障協議会との連携を図り、多様化していく進路指導に対応できるよう、情報収集と提供に取り組むことで、生徒一人ひとりのニーズに応じた進路指導を展開できている。

今後さらに、自己のキャリア形成に生かそうとする態度を養えるよう、キャリア教育の取り組みを充実させることが必要である。

### さまざまな教育課題に応じた教職員の配置

#### 【取り組み】

少人数加配教員や児童生徒支援加配教員等、国や大阪府の加配を活用しながら、各学校の実態に応じて、きめ細かな学習指導に取り組むとともに、児童生徒の自立支援、保護者や地域と連携した取り組みを進めてきた。

#### 【成果及び課題】

支援が必要な児童生徒に対して、加配教員が中心となり様々な支援を行ってきたことで、学校組織として支援を行うための体制が整備されてきた。

しかし、児童生徒を取り巻く環境は依然として厳しい実態があることから、課題に応じた教職員の配置が引き続き必要である。

### 教職員の人権感覚の向上

#### 【取り組み】

人権教育課において、教職員の人権感覚と指導力を一層向上させるため、人権教育研修講座を実施し、同和問題をテーマにした研修を毎年実施した。

また、教育センターにおいて、新規採用教職員や八尾市ではじめて勤務する教職員に対して、八尾市における人権教育の現状と課題について学ぶ場を設定している。

#### 【成果及び課題】

様々な人権課題について実施されている中、同和問題については必ず毎年開催することで、参加者の同和問題に対する理解の促進に努めた。しかしながら、教職員の世代交代が進む中、経験年数の少ない教職員が増えている現状があり、人権意識と指導力の向上を図る必要がある。

### 差別事象等への対応

#### 【取り組み】

人権侵害事象が生じた場合には、人権教育課が中心となり、学校へ状況確認を行うとと

もに、当事者への適切な対応が図られるよう指導助言を行った。

また、事象について校長会や各種研修において報告を行うとともに、差別事象発生時の対応等について確認を行った。

#### 【成果及び課題】

人権教育課より各学校へ、大阪府教育庁作成「学校における人権教育推進のための資料集」、八尾市教育委員会作成「差別事象発生時の初期対応マニュアル」の配付、啓発を行うことで、各学校の対応についての理解は進みつつある。

しかし、インターネット上の差別的な書き込みが氾濫するなど、子どもに与える影響はさらに深刻になっていくことが予想される。

新たな形態の差別事象に対して、すべての学校で適切に対応できるようにするためには、教職員が差別の実態を理解するとともに、人権感覚の育成、差別を見抜く力のさらなる育成が必要であると考えます。

### 地域における同和問題学習等の促進

#### 【取り組み】

生涯学習スポーツ課において、主に保護者を対象とした人権学習講座を年間5回、人権に関する多様なテーマで開催し、人権について考えるきっかけとなる場を提供した。

#### 【成果及び課題】

多様な人権課題について講座を開催しており、人権について考えるきっかけとなる場を提供できた。引き続き同和問題について、様々な観点から学べるテーマでの開催を進める必要がある。また、より多く市民に参加してもらえるよう、開催時期や周知方法を検討する必要がある。

### 識字学級の充実

#### 【取り組み】

識字率の向上をめざし、識字・日本語学級を実施し、「よみ・かき・ことば」を学習できる場を提供した。

#### 【成果及び課題】

読み書きの能力は安心して生活していくために必要不可欠な能力であり、人権尊重の社会づくりを進める中、読み書きができないことによって日常生活あるいは学習機会が制限されることのないよう、「よみ・かき・ことば」を必要とする市民がいる現状を踏まえ、事業を継続するとともに、日々の教室での業務中や関係団体からの情報収集、そして広報の工夫によって学習者数の増加に努める必要がある。

### 情報活用能力の向上

#### 【取り組み】

桂・安中両人権コミュニティセンターにおいて、住民の情報活用能力の向上・就労支援の一環として、パソコン講座を開催した。

桂・安中両青少年会館において、青少年の情報活用能力向上のために、パソコン教室を開催し、情報化社会に対応できるスキルの養成を図った。

#### 【成果及び課題】

パソコン教室については、毎年一定数の受講者があり、定着化が図られているが、受講割合をあげるため、今後もニーズを的確に把握し、事業に反映させる必要がある。

パソコン講座については、定員に達しない状況があり、参加人数の向上に向けて、広報やチラシ等のさらなる工夫が必要である。

### 青少年会館の活用

#### 【取り組み】

桂・安中両青少年会館において、青少年の健全育成と人権意識の高揚を図るため、各種教室を開催し、学年や学校区を超えた子ども同士の交流の場が提供できた。

桂青少年会館では『子どもの居場所「おかえり。」』（「おかえり。」実行委員会）、安中青少年会館では「安中こどもわいわい食堂」（一般社団法人やお座）が行われ、子ども達が安心して居場所づくりに取り組まれた。

#### 【成果及び課題】

講座の内容により参加者数に差ができています。特に人権に関する講座については、タイトルや内容を工夫し、参加者増加に努める必要がある。

## IV 生活福祉

（あり方策定時の課題）

- ・若年層が流出し、高齢者世帯、母子・父子世帯、障がい者や低所得層など社会的課題を有する人々の転入の割合が高い状況にあり、制度やサービス内容の周知・徹底や総合的な相談体制の整備・充実が必要。
- ・生活保護率は市全体と比較して高い状況にあり、被保護世帯の就労の促進を図る必要がある。

### 人権コミュニティセンターの役割

#### 【取り組み】

桂・安中両人権コミュニティセンターでは、地域住民の福祉の向上や人権啓発推進の拠点施設として、市民交流の促進や自立支援など、人権尊重の社会づくり推進のため、相談事業や講演会等の人権啓発事業、貸館事業等による市民交流の促進や自主的活動の支援、講座・講習事業等による生涯学習の推進に取り組んだ。

#### 【成果及び課題】

両人権コミュニティセンターにおいて、隣保事業の推進を図るとともに、各所管課が担う

一人暮らし高齢者や生活保護世帯、ひとり親家庭の増加への対応や子どもの貧困問題など、地域が抱えるさまざまな生活福祉課題の解決に向けた連携が必要である。

### 地域福祉の推進

#### 【取り組み】

C S W配置事業や就労・生活相談事業で培ってきたノウハウを活かし、地域拠点や地域と連携し、支援が必要な人やその家族等への包括的な相談・支援をコーディネートするとともに、継続的な見守り支援を行う福祉生活相談支援事業を実施した。

#### 【成果及び課題】

生活困窮者をはじめとするさまざまな地域福祉課題を抱える人や世帯への個別対応に際し、関係機関と連携した相談支援を行う必要がある。

### 生活保護世帯への支援

#### 【取り組み】

臨床心理士兼キャリアカウンセラー及び就労支援員を配置し、就労困難者である被保護者に対し、きめ細やかな就労支援を実施することにより、新規就労や増収、資格取得など世帯の自立促進に努めた。

#### 【成果及び課題】

自立生活支援事業においてきめ細やかな就労支援を実施することにより、新規就労や増収、資格取得など世帯の自立の促進に努めたところであるが、今後においては地域における福祉、就労、教育、住宅等に関する機関や民間団体との連携や必要な支援体制の整備に努める必要がある。

### 老人福祉センター

#### 【取り組み】

桂・安中両老人福祉センターにおいて、高齢者福祉の増進を図ることを目的として、健康相談事業、教養講座・サークル活動の提供、レクリエーション事業などを実施した。

#### 【成果及び課題】

高齢者が増加している現状を踏まえ、老人福祉センター機能の更なる充実を図るため、利用者のニーズを把握し、魅力ある施設づくりが必要である。

### 共同浴場

#### 【取り組み】

住民の健康と保健衛生の増進及びふれあい、交流の場として老若男女問わず幅広く利用されるよう運営を行った。

#### 【成果及び課題】

住民の健康と保健衛生の増進に寄与し、適切な運営が行われたが、施設の老朽化による維持管理コストが増大しており、今後のあり方を検討する必要がある。

## V 労働

(あり方策定時の課題)

- ・「2000年実態等調査」を見ると、失業率は男女とも八尾市平均を上回っており、若年層及び40歳代の男性の失業率が高く、雇用環境は依然として厳しい。
- ・母子世帯をはじめとする就労困難者等の雇用・就労に対する支援が課題。

### 地域就労支援事業の展開

#### **【取り組み】**

地域就労支援事業において、市内5か所の地域就労支援センターで就労相談を実施した。就労困難者等の職業能力開発講座として、個人対応パソコン講座、介護職員初任者研修を実施したほか、若年層への就労支援として、無料職業紹介事業による就職支援セミナーを実施した。また、八尾市パーソナルサポート事業による寄り添い型支援を実施するほか、無料職業紹介事業と連携し、ハローワーク求人では就労が困難な支援対象者にきめ細かな職業紹介を行い、就労の実現を図った。

#### **【成果及び課題】**

地域就労支援事業においては、センターの増設により多くの相談者への支援が実現し、パーソナルサポート事業や無料職業紹介事業などの他の就労支援事業等と連携することで、就労困難者等が抱えたさまざまな課題に応じた就労支援を実施した。支援を必要とされる相談者は、就労支援だけではなく生活面などの支援を要する場合も多く、関係機関と連携を図り、相談者に寄り添ったきめ細かな支援が求められる。

### 公正採用選考人権啓発推進員制度の確立

#### **【取り組み】**

6月の就職差別撤廃月間にあわせ、八尾市、八尾市企業人権協議会、八尾商工会議所、ハローワーク布施が連携し、公正採用を呼び掛ける街頭啓発を行った。また、ハローワーク布施と共催で、「公正採用選考人権啓発推進員研修会」を実施した。

#### **【成果及び課題】**

差別のない公正な採用選考を推進するため、街頭啓発をはじめとしたさまざまな取り組みを実施しているが、いまだに採用選考において、住んでいる場所や家族構成に関することを質問するなど不適切な事例が見受けられるため、今後も関係機関と連携し、応募者の能力と適正のみに基づく選考が行われるよう、研修会や情報提供による啓発に取り組む必要がある。

### 就職差別撤廃月間事業の促進

### 【取り組み】

就職差別に対する市民の問題意識を喚起することを目的に、八尾市、八尾市企業人権協議会、八尾商工会議所、ハローワーク布施が連携し、近鉄八尾駅前にて公正採用を呼びかける街頭啓発を行った。また、八尾市企業人権協議会において、啓発リーフレットを配布し、人権問題に関する啓発・情報提供等を通じ、市内事業所の人権意識の高揚につなげた。

### 【成果及び課題】

就職差別の撤廃に向け、事業主への効果的なアプローチ策が求められる。

## VI 住宅・住環境

(あり方策定時の課題)

- ・公営・改良住宅は1960年代に建設された住宅が多く、住宅の建替えや改修が課題となっているが、高齢者世帯や障がい者のいる世帯の占める割合が高いことから、バリアフリー面での対応が求められている。
- ・若年層や高学歴層及び所得の高い層においては、地区外への転出希望が多いことから、定住魅力ある「まちづくり」が課題。

## 市営住宅

### 【取り組み】

市営住宅機能更新事業計画に基づいて、市営住宅の整備及び改善に係る推進事業を行った。西郡住宅において、空き店舗付き住宅を、地域の子育て支援や高齢者支援の拠点として活用し、地域及び関係課と活用について検討を行った。西郡住宅及び安中住宅において、住宅困窮者向け、新婚・子育て世帯向け住宅の募集を行った。また、市営住宅の3階以上に居住し、高齢や障がいにより日常生活が困難な世帯について、1・2階の低階層あるいはエレベーター設置棟への住み替え案内を行った。

### 【成果及び課題】

計画に基づき、市営住宅の整備及び改善に係る推進事業として、老朽化した住宅の建て替えや住み替えを行い、長期活用をする住宅については耐震化事業を実施することで、入居者の安全安心につなげることができた。

市営住宅の管理について、指定管理者制度の導入を図るとともに、空いている店舗付住宅を活用し、関係課と協力しながら「高齢者安心サポートセンター」「つどいの広場」といった、高齢者や子育て世帯への支援の拠点を設置することができたが、引き続き店舗付き住宅の活用を検討していくことが必要である。

福祉住み替えや新婚・子育て世帯向け住宅の募集など、多様なニーズに対応できる方策を進めるとともに、少子高齢化による、コミュニティ形成の困難さや、コミュニティ活力の低下などについての取り組みも課題となっている。

また、住棟の建替えや機能更新事業については、「八尾市営住宅機能更新事業計画（八尾市営住宅長寿命化計画）」に基づき進めるとともに、老朽化による住棟の設備や耐震安全性、バ

リアフリーをはじめとする居住世帯のライフスタイルに応じた居住性等の課題など、入居者が安心して暮らせるような取り組みが求められる。

### 定住魅力ある住環境づくりに向けて

#### 【取り組み】

定住魅力ある住環境づくりに向けて、高齢者の独居の見守り活動である「おうちでデイ」や学習支援を兼ねた子ども食堂の実施、買い物支援の取り組みとして朝市や地域の交流人口を増やす「はなはなマーケット」の開催、移動支援、新たな地域での暮らし方としてコーポラティブ住宅の建設などを進めるとともに、まちづくり協議会、近畿大学、八尾市人権協会、八尾市が地域のまちづくりの情報を共有する場として4者会議などを開催してきた。

#### 【成果及び課題】

今後は、地域のまちづくりの課題に対して行っている様々な取り組みと合わせて、地域にある公共施設や公有地等も含めた地域全体のまちづくりとして計画的に検討を進め、多種多様なまちづくりの担い手を巻き込みながら、定住魅力ある住環境づくり、持続可能なまちづくりが求められる。

### 全体総括

全体を通しての総括を記載(専門部会で出された下記の意見を踏まえ、次年度文章化予定)  
・地域共生の視点・隣保館の役割・差別・一人暮らし高齢者の増加と孤立化の進行・生活保護率の増加・ひとり親家庭の増加・引きこもり青少年の増加・進路の問題・学力・地域課題を把握した全市的な事業展開

## 第二部 現状と今後の方向性

第二部では、人権についての市民意識調査(同和問題(部落差別)部分抜粋)や部落差別に関する差別事象等から見える本市における現状を示し、それらも踏まえながら部落差別の解消を図るため、部落差別解消推進法における3本柱(教育・啓発、相談、調査)を軸に今後の方向性を検討する。

### 第1章 意識調査や差別事象等から見える現状

#### 1. 人権についての市民意識調査

本市で実施した人権についての市民意識調査における同和問題についての質問に対する回答では、次のような結果がでています。

令和元年度実施	平成26年度実施	平成21年度実施
同和問題(部落差別)についてあなたが特に問題だと思うこと はどのようなことですか	同和問題に関することで、あなたが特に人権が尊重されていないと思われるのはどのようなこと	同和問題に関することで、あなたが特に人権が尊重されていないと思われるのはどのようなこと

	とですか。	とですか。
●結婚や就職にあたって、身元調査をすること ・・・27.9%	●結婚にあたって相手が同和地区出身者かどうか気にすること ・・・37.5%	●結婚にあたって相手が同和地区出身者かどうか気にすること ・・・36.9%
	●身元調査をすること ・・・28.9%	●身元調査をすること ・・・24.7%
●就職や職場において不利な扱いをすること ・・・25.9%	●就職や職場において不利な扱いをすること ・・・26.4%	●就職や職場において不利な扱いをすること ・・・18.5%
●家を借りたり購入したりする際に同和地区を避けること ・・・19.6%	●家を借りたり購入したりする際に同和地区を避けること ・・・24.7%	●家を借りたり購入したりする際に同和地区を避けること ・・・20.2%
●差別的な発言や落書きなどをすること ・・・21.8%	●差別的な発言や落書きなどをすること ・・・24.4%	●差別的な発言や落書きなどをすること ・・・14.3%
●インターネットなどを利用して、デマや差別的な情報を掲載すること ・・・28.4%	●インターネットなどを利用して差別的な情報を掲載すること ・・・24.8%	●インターネットなどを利用して差別的な情報を掲載すること ・・・12.6%
●交流や交際を避けること ・・・18.4%	●交流や交際を避けること ・・・19.4%	●交流や交際を避けること ・・・14.9%
●その他（具体的に ） ・・・4.6%	●その他（具体的に ） ・・・2.4%	●その他（具体的に ） ・・・3.1%
●特にない ・・・13.8%	●特にない ・・・16.7%	●特にない ・・・14.9%
●わからない ・・・22.2%	●わからない ・・・20.7%	●わからない ・・・16.9%
●無回答 ・・・4.5%	●無回答 ・・・1.7%	●無回答 ・・・2.8%

「インターネットなどを利用して、デマや差別的な情報を掲載すること」については、平成21年度に実施した調査から2倍以上に増えており、部落差別解消推進法の成立のきっかけにもなった、インターネット上での問題に対するの対応が求められている。

また、「結婚や就職にあたって、身元調査をすること」、「就職や職場において不利な扱いをすること」に割合が高くなっている一方、「特にない」、「わからない」と答えた割合も4割近くあることから、部落差別の解消に関する啓発を進めていく必要がある。

令和元年度実施	平成26年度実施	平成21年度実施
同和問題（部落差別）に関する教育や啓発はできるだけ行わず、そっとしておくほうがよい	同和問題に関する教育や啓発はできるだけ行わず、そっとしておくほうがよいという考え方	同和問題に関する話題は、出来るだけ避け、そっとしておくほうがよいという考え方



という考え方		
●そう思う ……8.9%	●そう思う ……9.1%	●そう思う ……8.1%
●どちらかといえばそう思う ……13.0%	●どちらかといえばそう思う ……12.1%	●どちらかといえばそう思う ……11.9%
●どちらともいえない ……23.5%	●どちらともいえない ……26.9%	●どちらともいえない ……22.5%
●どちらかといえばそう思わない ……12.9%	●どちらかといえばそう思わない ……12.5%	●どちらかといえばそう思わない ……12.4%
●そう思わない ……24.2%	●そう思わない ……23.0%	●そう思わない ……28.5%
●わからない ……14.8%	●わからない ……13.7%	●わからない ……13.1%
●無回答 ……2.7%	●無回答 ……2.6%	●無回答 ……3.4%

同和問題（部落差別）に関する教育や啓発はできるだけ行わず、そっとしておくほうがよいという考え方についてどう思うかという問いに関して、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と答えた割合が約4割である一方、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合も約2割であり、同和問題に対する正しい理解を得るための効果的な教育・啓発が必要である。

令和元年度実施	
部落差別解消推進法を知っていますか。	
①内容まで知っている	……4.4%
②名称は知っている	……36.6%
③知らない	……55.8%
④無回答	……3.2%

部落差別解消推進法については、「内容まで知っている」と答えた割合は4.4%にとどまっており、「知らない」と答えた割合は半数を超えていることから、更に法の周知に取り組んでいく必要がある。

## 2. 差別事象の発生

年度	件数	うち同和問題（事象種別）
平成22年度	9件	5件（発言4件、投書1件）
平成23年度	3件	3件（発言2件、落書き1件）
平成24年度	6件	4件（発言2件、落書き1件、その他1件）
平成25年度	8件	4件（発言4件）

平成 26 年度	5 件	1 件（発言 1 件）
平成 27 年度	6 件	3 件（発言 2 件、投書（※1） 1 件）
平成 28 年度	4 件	3 件（発言 2 件、インターネット 1 件）
平成 29 年度	6 件	3 件（発言 2 件、インターネット 1 件）
平成 30 年度	10 件	4 件（発言 3 件、インターネット 1 件）
令和元年度	11 件	5 件（発言 5 件、インターネット 1 件）

本市においては差別事象が発生しており、平成 22 年度からの 10 年間では、全 68 件中 35 件が同和問題に関する事象となっている。

#### ※1 差別文書投函事象

職業、結婚、住居など、同和問題に関する根深い差別意識や偏見に満ちた悪質極まりない差別文書が郵便受け等に大量に投函された事象。本市に限らず、近隣他市や他府県においても本市と同一内容の差別文書が郵送されるなど、広範囲かつ大規模であった。行為者は侮辱罪で料 9,900 円の略式命令を受けている。

#### 事象の概要

- ・地域名と賤称語を記載した落書き
- ・職業、結婚、住居などの同和問題に関する差別文書が投函
- ・電話において、「同和地区は犯罪者が多い」と発言
- ・電話において、「八尾市に引っ越したいが、部落があるのか教えてほしい。周りが言っていたので」と発言
- ・インターネットの掲示板に、住宅の購入を予定している八尾市内の地域について、同和地区かどうかを問い合わせる書き込み
- ・インターネット上に掲載されている「大阪府版部落地名総鑑」において、特定の地区名が掲載され、またその地区に対して地図上で目印を付ける行為
- ・インターネットサイト内にて市内地区が同和地区であるという内容のページと動画掲載など

差別事象については電話や窓口等での発言が多かったが、近年ではインターネット上での差別的な書き込みも増えるなど、差別事象の形態が変化してきており、今後は、電話や窓口での差別事象に対する対応に加え、インターネット上での差別的な書き込みに対する対応（モニタリング）も求められる。

また、発生した差別事象を踏まえ、今後につながるような取り組みが求められる。

3として国勢調査データを活用した実態把握調査等を記載予定

## 第2章. 今後の取り組みの方向性

### 法の周知

- ・研修会等でのチラシ配布、各団体の啓発物品の積極活用

### 教育及び啓発

#### ①市職員、教職員

人権担当者研修、職場人権研修、教職員に対する研修、モニタリング調査  
同和問題に対するマイナスイメージを払拭するような取り組み

#### ②市民

研修会、チラシ・ポスターによる啓発、八尾市人権啓発推進協議会

#### ③企業

八尾市企業人権協議会

#### ④学校教育

児童生徒への部落問題学習

### 相談体制

相談窓口の充実

人権相談、弁護士による特設法律相談、隣保館での相談

→就職差別や結婚差別など、同和問題に関する相談をしやすい相談体制の整備。

### 部落差別の実態に係る調査

人権についての市民意識調査、隣保館での調査、国勢調査を活用した実態把握等を組み合わせ、地域の現状把握

### 隣保館の役割（前回専門部会での意見から）

### 福祉的な観点（我がごと丸ごとのような視点）（前回専門部会での意見から）

### 住宅・住環境

#### ①まちづくり

#### ②交通

（参考）

### ●部落差別解消推進法

（目的）

第1条 現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。